

公務員関係判例研究会 平成 27 年度 第 3 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 27 年 6 月 18 日 (木) 15:00~16:40

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士 (座長)、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、牛場弁護士、大田黒弁護士、大森弁護士、木上法務省訟務局付、木下弁護士、木村弁護士、鈴木弁護士、高田弁護士、中町弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、森末弁護士、山田弁護士 (五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 川淵内閣審議官、福田内閣参事官、平山人事制度研究官、安藤調査官、鈴木争訟専門官、高橋争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

- 公用パソコンに作成・保管したデータを強制的に開示させたことがプライバシー権を侵害するか否かが争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

- 美浦村職員損害賠償請求事件 (水戸地裁平成 24 年 9 月 14 日判決・判例地方自治 380 号 39 頁。以下「本件判決」という。) は、美浦村職員である原告が、①上司からパワーハラスメントを受け続け、暴行を加えられたこともあった、②当該暴行の被害届を撤回するよう強要され、また、原告が使用しているパソコンを強制的に開示させられた、③複数回にわたり職場内の環境改善を依頼したのに、何らの措置を講じなかったことなどにより、うつ病又は PTSD を発症したなどとして、美浦村及び当該上司職員個人に対し、損害賠償を求めた訴訟である。論点は多岐にわたるが、今回は、職員が使用している公用パソコン内のデータを強制的に開示させられたことが、プライバシー権の侵害に当たるか否かという論点に絞って検討する。

この論点に関し、本件判決は、①公用パソコンは、もともと私的な使用を禁じられた私的文書の保管が予定されていない物品であること、②調査の目的も原告が勤務時間中に職務専念義務に違反して文書を作成していたことを確認するという正当なものであること、③美浦村の情報セキュリティポリシーにおいては、端末の利用状況調査を行うことができる場合を定め、それを周知していたこと等を挙げ、私的利用の許されていなかった公用パソコン内に職務専念義務に違反して違法に作成・保管した文書データの開示を拒む理由として、プライバシー権を主張する原告の主張は採用できないと判示しており、控訴審判決 (東京高裁平成 25 年 3 月 13 日判決・公刊物未登載) もこれを是認している。

- 公用パソコンは、正に業務に使用するために職員に貸与されているものであるのだから、公用パソコンを私的に使用してはならないことや、これに違反した場合には当該パソコン内のデータを調査する場合があること等について事前に明確なル

ールを作り、これを周知しておくとともに、私的に使用していることが一定の裏付けをもってうかがわれる場合であれば、調査対象職員の同意なしに公用パソコンの利用状況調査を行ったとしても、プライバシー権の侵害と評価されることはないと思われる。

- 一方で、同じく貸与品であっても、ロッカーについては、専ら私物を管理するために貸与されているものであるから、業務として現金を取り扱っているなどの特別な事情がある場合はともかく、そのような事情がないにもかかわらず、ロッカー内部を調査対象職員の同意なしに調査することは、基本的にはプライバシー権を侵害する行為になるといえよう。ただし、例えば、ロッカー内に危険物を保有していることが一定の裏付けをもってうかがわれる場合など、調査の必要性・緊急性がある場合は、例外的に考えることもできるのではないかと思われる。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 業務に使用するために職員に貸与されているパソコンを勤務時間中に私用で使うのは、原則として職務専念義務違反に当たるとと思われる。最近では、公私のけじめがつかない人が多いのではないか。
- 最近では、個人が携帯電話などの情報端末を職場に持ち込み、それである程度の外部連絡ができるはずなので、公用パソコンを私的に利用せざるを得ない状況というのは、かなり減っているのではないか。また、公用パソコンには様々なデータが保存されており、それが外部に流出する危険性をも考えると、公用パソコンの私的利用を全面的に禁止することは、やむを得ない措置といえるのではないか。
- 例えば、家族が交通事故に遭ったときの私用電話までを問題視しないのと同じように、他に手段がない場合などは、私的に使ったとしてもやむを得ないと判断する場合もあるだろう。ただし、それは飽くまでも例外の話であって、原則と例外を混同してはならない。
- 西日本鉄道事件（最高裁昭和 43 年 8 月 2 日第二小法廷判決・判例タイムズ 226 号 82 頁）において、「所持品検査は、これを必要とする合理的理由に基づいて、一般的に妥当な方法と程度で、しかも制度として、職場従業員に対して画一的に実施されるものでなければならない。」と判示されていることからすれば、ロッカー内部を調査対象職員の同意なしに調査するためには、事前に明確なルールを決めておく必要があるのであろう。
- 報告者が例示したように、危険物を持ち込むなどといった職場秩序を乱す行為の有無を調査する場合などは、調査を行うことに合理的な必要性があり、その手段・方法も合理的であれば、事前に明確なルールを決めていないとしても、調査対象職員の同意なしにロッカー等を調査することが許容される場合もあるのではないか。
- 刑事事件であれば違法に収集した証拠は証拠能力を否定されるところ、懲戒処分の場合は、非違行為事実の調査過程にプライバシー権の侵害があったとしても、当該懲戒処分自体が違法ということにはならないのではないか。

(3) 次回会合は、7月16日（木）に開催することとした。